まちのうごき

（3月1日現在）		（2月中）	
世帯数	16,147世帯	生れた人	46人
人口	51,214人	亡くなつた人	18人
男	25,267人	転入した人	186人
女	25,947人	転出した人	211人

広報 向日市

No.276

昭和57年4月1日

◎発行　向日市役所（京都府向日市寺戸町中野20）
◎編集　秘書広報課　◎電話　075(931)1111

放置自転車のない快適で安全なまちを！

――府下初の自転車条例を制定――

◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇

歩行者や自転車などが安全で快適に通行できる住みよいまちづくりをめざして、制定された「向日市自転車等の駐車秩序に関する条例」が、三月定例市議会で可決、九月一日施行をめどに準備を進めます。

放置自転車は、〝銀輪公害〟と称し、各都市で社会問題の一つとなっており、本市でもその対策に苦慮してきたところです。

本条例は、総合的な放置自転車対策の一環として施行されるものです。

◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇

条例の内容と解説

目的

この条例の目的は、自転車などの駐車秩序を確立することによって、環境悪化の防止、防災活動の確保、歩行者の安全および通行機能の保持を図るとともに、大型店舗などの自転車駐車場の設置等について定めるものです。

市では、その目的を達成するために必要な対策・条件整備を図り、また関係機関と協議・協力して、環境整備に努めます。

自転車利用者は

道路や歩道、公園などの公共の場所に自転車などを放置しないように努めてください。さらに自転車には、防犯登録や連絡先の表示に努めましょう。昨年の自転車利用者距離調べでは、駅から七百メートル以内の距離の利用者が四分の一です（右表参照）。駅近辺にお住まいの人は、極力自粛するように努めてください。

自転車利用者の距離調べ（直線距離）

	調査台数	700m以内	～2km未満	2km以上
阪急東向日駅	788台	27%	70%	3%
阪急西向日駅	798台	25%	73%	2%
国鉄向日町駅	288台	24%	63%	13%
計	1874台	26%	70%	4%

放置自転車については

自転車などの放置の多い駅周辺は整理区域に指定し、この区域内での放置を禁止します。自転車などを放置された場合には、市が撤去し、保管しますので、市役所まで引き取りに来てもらわねばなりません。なお、引き取りに見えた人に対して誓約書を提出していただきます。

大型店舗等には

新築や増築時には、店舗などの面積に応じて、定められた台数分の自転車置場の設置が義務づけられ、事前に届出も必要となります。また、既存の大型店舗などについては、自転車置場の確保に努めていただくことになりました。

その他

条例では、これらのほかに鉄道事業者・路線バス事業者および自転車などの販売業者の駐車秩序の確立諸施策への協力をはじめ、自転車駐車場内での長期放置自転車に対する措置、移動後の措置などについて規定しています。

放置自転車を撤去する市職員

自転車利用者などの
みなさんへお願い

今後、この条例に基づき、整理区域の指定、整理標識の設置、自転車置場の利用その他PR活動などの対策を講じていきますが、放置自転車問題は、単に自治体のみで対処できるものではなく、広く国・府・関係機関との緊密な連携そして特に地域住民のみなさん・自転車利用者の協力がなくては解決できません。今後とも市民・自転車利用者のみなさんのより一層のご理解・ご協力をお願いします。

▼自転車条例に関するお問い合わせは
市役所　生活環境課　内線235

向日市自転車等の駐車秩序に関する条例（抜粋）

（目的）

第一条　この条例は、公共の場所等における自転車等の駐車秩序を確立することにより、自転車等の放置による環境悪化の防止、防災活動の確保、歩行者の安全および通行機能の保持を図るとともに、自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律（昭和五十五年法律第八十七号）に基づき、自転車の大量の駐車需要を生じさせる施設における自転車駐車場の設置および管理について定めることを目的とする。

（市長の責務）

第三条　市長は、第一条の目的を達成するため、必要な施策の実施に努めなければならない。

（鉄道事業者等の責務）

第四条　鉄道事業者および路線バス事業者は、市長の実施する施策に積極的に協力しなければならない。

（自転車等の販売業者の協力）

第五条　自転車等の販売業者は、市長の実施する施策に協力するものとする。

（関係機関等との協議、協力）

第六条　市長は、この条例に規定する施策を実施するため必要と認めるときは、関係機関等と協議するとともに協力を要請することができる。

（自転車等の利用者の責務）

第七条　自転車等の利用者は、公共の場所等においては、自転車等を放置してはならない。

2　自転車の所有者は、自転車に連絡先の表示および防犯登録を受けるように努めるものとする。

（自転車等利用の自粛）

第八条　駅近辺の居住者は、通勤、通学等のための当該駅への自転車等の利用を自粛するよう努めるものとする。

（整理区域）

第九条　市長は、自転車等の放置が著しい公共の場所等を整理区域に定めることができる。

2　市長は、整理区域を定めたときは、その旨を告示しなければならない。

（放置等に対する措置）

第十一条　市長は、整理区域内において自転車等が放置されているときは、当該自転車等の利用者に対し、当該自転車等を自転車駐車場に移動することを命ずることができる。

2　市長は、整理区域内において自転車等が放置されているときは、当該自転車等をあらかじめ定めた場所に移動することができる。

3　市長は、自転車駐車場内で相当の期間にわたって放置されている自転車等をあらかじめ定めた場所に移動することができる。

（移動後の措置）

第十二条　市長は、前条第一項および第二項の規定により自転車等を移動したときは、案内標識により当該自転車等の利用者に周知を図るものとする。

2　市長は、前条第一項および第二項の規定により移動した自転車等を引き取りにきた者に対して、誓約書の提出を求めることができる。

3　市長は、一定期間保管した後なお引き取られない自転車等については、法令の規定に基づき必要な措置を講ずるものとする。

4　前項の措置を講ずるときは、その旨の告示を行った後に行うものとする。

（大型店舗等の責務）

第十三条　近隣商業地域内において、店舗等の面積が三百平方メートルを超える大型店舗等を新築し、または当該規模となるもしくは当該規模のものについて増築をしようとする者は、当該施設もしくはその敷地内またはその周辺に自転車駐車場を設置し、その目的に適合するよう管理しなければならない。

2　近隣商業地域内における既存の大型店舗等の設置者においては、その敷地内またはその周辺に自転車駐車場を設置するよう努めるものとする。

（委任）

第十九条　この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。